

介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者新規指定申請の手続きについて

介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定を新たに受ける際の手続きについては、次のとおり取り扱います。

1. 対象となるサービス種類

- ・介護予防訪問型サービス
- ・訪問型サービスA
- ・介護予防通所型サービス

2. 申請受付のスケジュールについて

- ・申請書(添付書類含む)の提出期限 指定月の3月前の月末まで

※提出された書類に不備があったときは、市から申請者に連絡を行いますので、別途、指定された期日までに再提出してください。その際に、予定していた月での指定を受けることができない場合もありますので、予め、提出前に書類の内容をよく確認してください。

3. 提出書類について

- ・必要な提出書類については、市ホームページに掲載していますので、ご参照ください。
(<http://www.city.yamato.lg.jp/web/kaigo/kaigo01211778.html>)

4. 留意事項

- ・手続きにおいて、原則、郵送での受け付けは行っていません。電話連絡の上、介護保険課窓口まで直接持参してください。
- ・指定申請の際に、人員や設備、運営の基準を満たしていない場合は指定することはできません。予め、基準等を十分ご確認いただいた上で申請してください。

5. 提出先・お問合せ先

大和市健康福祉部 介護保険課 給付指導担当
電話 046-260-5170 FAX 046-260-5158